

令和4年4月1日

施設ご利用の皆様

体育施設（三潞・城島地域）指定管理者  
九州ビルサービス・シンコースポーツグループ

### 新型コロナウイルス感染防止対策利用条件について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月5日以降のみづま総合体育館、令和4年2月16日以降の城島トレーニングセンターの利用について下記の通り変更しておりますので、予め御了承ください。

#### 記

##### 【みづま総合体育館】

###### 1. トレーニング室利用時の利用条件

当面の間、トレーニング室利用の際は、**マスク着用を義務**とします。

###### (理由)

- ・みづま総合体育館トレーニング室の感染防止環境が不十分なため
  - 1.換気が不十分(大窓がなく、空気の循環が悪い)
  - 2.利用人数が1日平均80人を超え、同一時間帯での密集時間が多いため
- ・新型コロナウイルス感染症の再流行による、感染症拡大防止のため

##### 【城島トレーニングセンター】

###### 1. トレーニングセンター利用時の利用条件

当面の間、トレーニングセンター利用の際は、**マスク着用を義務**とします。

###### (理由)

- ・新型コロナウイルス感染症の再流行による、感染症拡大防止のため

皆様のご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上